



発行責任者  
赤津 保子

〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメラハウス 2階)  
船橋法典駅下車徒歩8分 TEL047-710-7045 / IP 電話 050-3496-9981  
ブログ <http://welcome.blog.ocn.ne.jp> / メールアドレス: [qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp](mailto:qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp)

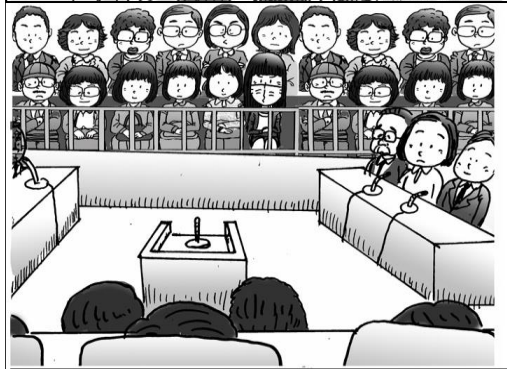
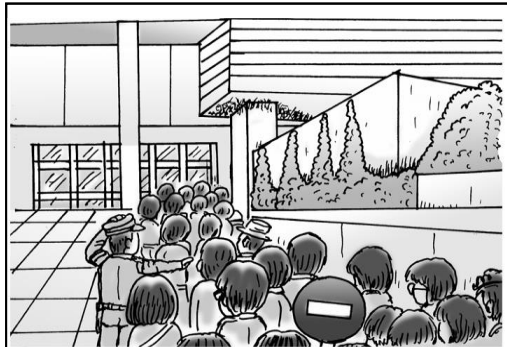
## 《親と本人と後見人および保護者》 社会福祉士 小藤 武樹氏

我が国は誰でも正義に反しない限り、お金（対価）を払えば、好きなところに住み、欲しいものが買え、美味しいものが食べられます。約束・契約・取引も自由にできます。しかし、支払う対価と手にする品・物件・サービスとの価値が適正かどうかは本人の責任で判断しなければなりません。

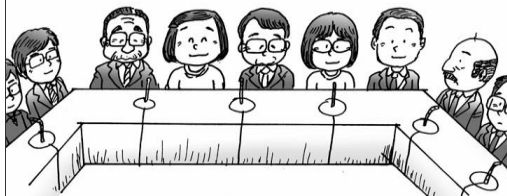
相場が僅か数百円の玩具を数万円で買わされても、本人がそれを承知の上で「買う」と判断した以上、その契約（取引）は有効です。それでは判断能力が不十分な方はいつも損をし、あるいは騙される危険があります。そうさせないために、**後見人制度**があります。後見人は本人の権利を守り、本人が不利にならないように本人に代わって判断します。法的には**後見人は本人そのものとみなされます**。障害が故に、一人では安全・快適に過ごすことが難しい方の保護者（ご両親など）は、日々温かく優しく献身的に見守り、支援しておられます。でも、どんなに頑張っても、後見人のように**保護者は本人にはなれません**。後見人と保護者では役割が異なり、両者は全く別者なのです。とかく親は子が失敗しないように先回りしがちです。

可愛い子には旅をさせよとも言います。間違っても本人に大切な経験です。本人の人格を尊重し、隠れた能力を引き出すためにも、後見人制度を利用しては如何でしょう。本人も「保護者として徹底的に関わって欲しい。しかし、私の意思を尊重し、あまり干渉しないで」と思っているのでは。

## 権利擁護漫画 ウエルちゃん 原案・赤津&原画・武藤 No.8 「もう一度選挙に行きたい」



## 報告会



- ① 裁判の日、地方裁判所の前には、傍聴を希望する長蛇の列が出来ました。
- ② 傍聴席は、Tさんを応援する人たちでいっぱいです。頑張れという表情で見えています。
- ③ 裁判長が、国の人に、「もっと良くわかる資料を出してください。宿題ですよ!」と言いました。
- ④ 第一回目の裁判が終了あと、別な所で報告会(裁判の説明)がありました。皆興奮気味で頑張ることを言い合っていました。

## 「うえるかむ」NEWS!

①6月23日(土曜日) 船橋市役所 市民生活部 市民協働課による市の支援を受けた各団体の公益活動の報告会が、市民活動サポートセンター(フェイスビル5F)で行われました。

※パネル展示は7月24日まで。船橋にお買い物に出たついでに、ぜひお立ち寄りください。

②6月11日に開催した「懇談会」～親子の未来の幸せのために、何が出来るか?何をしておくべきか?～をテーマに「親心の記録」「遺言書」「成年後見申し立て書」の書き方を話し合いました。ゲストコメンテーターのゆたか福祉苑熊岡施設長、小藤社会福祉士、好村会長がご経験を話して下さって、よくわかりました。実際の書き方まで時間が足りず、次回に持ち越すことになりました。

次回9月25日(火)も是非ご参加下さい。

③7月19日 選挙権裁判 (東京地裁)

④8月6日(月)の権利擁護委員会、ゲストは元東京都の児童福祉士で、臨床心理士の金井雅子さん。「虐待を受けた子どもの気持ち」についてお話しをお聞きします。会場は「けいよう」です。時間は10時30分から、定員35名まで入場可能です。小さなお子様をお持ちの方はぜひご参加ください。(金井さんは長年、東京都児童相談所等でご活躍でした。)

※8月12~15日 夏休みをいただきます。

育成会のひろしきの会・研修会や千葉県などで開催される勉強会に参加されることがその解決の糸口を早く見つけられる機会のように思います。先日、県大会が教育会館で行われました。障害者総合支援法がテーマ。全日本育成会の又村あおい氏が丁寧にわかりやすく解説してくださいました。現在の区分認定と本人に必要な支援度とのかかり、障害者虐待防止法と国連の障害者差別禁止条約との関係など、親としては子どもの将来を考えるとぜひ良い方向へ進むよう後押しが必要で、知らなかったでは済まされないことです。

講演後、仲間とのランチが楽しかったわ。親同士の関係が、いつまでも現役の親でいられるエネルギーであるように思います。



赤津理事長

「うえるかむ」はそんな“仲間作り”、“癒しの場づくり”も活動として進めていきます。(赤津)

船橋市手をつなぐ育成会の支援を受けています

＜心が癒される…!＞理事長 赤津 保子  
「うえるかむ」の生みの親、船橋市手をつなぐ育成会で、権利擁護委員会を立ち上げた当初の目的は成年後見制度と後見人、法人後見などを模索することでした。委員会の集まりは、内容はともかく一同に会することは楽しみでした。

ともかく「うえるかむ」が相談室として開所し、念願のNPO法人格を取得しました。運営は皆様からいただく賛助会費と市からの助成20万円のみ。厳しいことには変わりありませんが、ご相談に来ていただくだけで意義があります。相談数は増えてきていますが、難題が多く、「うえるかむ」だけでは解決できない複雑な問題であります。でも、よくお聞きしてみると、複雑になる前になんらかの手を打っておけばよかったのでは?と思うことも多いようです。

一人で悩まないで一緒に考えましょう!

相談室 NPO法人うえるかむ  
権利擁護サポートセンター船橋  
毎週、火曜日と金曜日、10:00~15:00  
電話 047-710-704 又は  
090-1217-3003  
どんな些細なことでも  
お気軽にご相談ください。

NPO法人PACガーディアンズ  
船橋市成年後見支援センター  
センター長 小川裕二(社会福祉士)

お問い合わせは (TEL) 047-407-4441

Eメール info@pac.jp

最寄駅 JR または京成船橋駅下車4分

成年後見制度に関する  
ご相談は、お電話で